

# E i w a N e w s

戸籍の広域交付制度について

令和6年8月  
( No.229 )

令和6年3月1日より戸籍制度が利用しやすくなりましたので、今回は、その内容をご説明いたします。

## 1 概要

戸籍法の一部を改正する法律が施行され、最寄りの市区町村役場において、ほかの市区町村役場の戸籍謄本であっても、一括して取得することができる制度が始まりました。戸籍を管轄する法務省の戸籍情報連携システムを利用した仕組みで、これを「広域交付制度」と言います。

## 2 戸籍の広域交付のメリット

戸籍謄本は「本籍地」を管轄する市区町村役場に請求し取得するのですが、本籍地は必ずしも住民票のある市区町村に置いていない場合もあるため、本籍地を管轄する市区町村役場の窓口に出向いて、または郵送によって取り寄せをする必要がありました。

本籍地が遠くにある場合でも、自宅や勤務先など最寄りの市区町村の窓口で請求が可能となります。複数の本籍地の戸籍謄本が必要な場合でも、一つの市区町村窓口でまとめて戸籍謄本を請求することができるようになりました。

## 3 広域交付の注意点

### (1) 請求できる戸籍の範囲

戸籍の広域交付制度を利用して請求できるのは、本人、配偶者、直系尊属（父母や祖父母）、直系卑属（子や孫）に限られています。兄弟姉妹やおじ、おばの戸籍謄本等は広域交付制度においては請求できません。

### (2) 請求の方法

この制度を利用する場合には、必ず請求者本人が市区町村役場に直接出向く必要があり、郵送や代理人等第三者による請求はできません。

### (3) 対象外の戸籍もある

一部事項証明書（抄本）、戸籍附票（その本籍地に本籍を置いている間に登録していた住所地の変遷が記載されているもの）やコンピューター化されていない戸籍は、従来どおり、本籍地を管轄する市区町村役場に郵送または出向いて請求する必要があります。

## 4 広域交付の必要書類や発行の流れ

### (1) 必要書類

申請の際には、顔写真入りの本人確認書類を持参します。具体的には、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の官公署発行のもの1点を持参します。顔写真のない健康保険証等での申請はできません。

また、最近では申請書に捺印を求めない役所も多いですが、念のため認印を持参することをお勧めします。

(2) 申請から発行までにかかる期間

市区町村役場の取り扱いによって異なりますが、1週間程度を原則的に設定している役所もあれば、複雑でない場合などには即日交付が可能とする役所もあります。

## 5 その他の制度の変更

(1) 戸籍届時における戸籍謄本等の添付省略

市区町村窓口で全国の戸籍の内容を確認することができるようになるため、戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が不要となります。例えば、これまで本籍地以外の市区町村に婚姻届や離婚届を提出する際は戸籍の添付が必要でしたが、今後は原則不要となります。

(2) マイナンバー制度の活用による戸籍謄本等の添付省略

例えば、児童扶養手当認定手続において、申請書と併せて申請人等のマイナンバーを申請先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍関係情報（マイナンバーの提示を受けた者に関する親子関係、婚姻関係等の情報）を確認することができるようになりますので、戸籍証明書等の添付が不要となります。

(3) 「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」の取得

「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」とは、自分の戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を提供するために必要なパスワード付きの16桁の符号です。この識別符号を行政機関へ提出することにより、その行政機関が該当の戸籍電子証明書を確認でき、戸籍謄本等の提出の省略が可能になります。例えば、パスポートの発給申請において、申請書と併せて戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、戸籍謄本等の添付が不要となり、オンラインで手続が完結されます。

なお、上記(2)(3)の制度は、今後順次運用が開始されることになっています。

戸籍の広域交付制度を利用することによって、相続に関する手続きの書類収集にかかる手間や時間がかかり軽減されることとなります。令和6年4月1日より相続登記の義務化が開始されたことに伴い、多くの方にとって戸籍収集は身近な手続になるかと思われますので、新制度の活用もご検討ください。

---

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、  
よろしく願い申し上げます。